

令和 7 年度くまもと広場ニスト育成スクール運営等業務委託
審査項目、配点及び審査基準

令和7年度くまもと広場ニスト育成スクール運営等業務委託契約候補者選考審査会の審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 令和7年度くまもと広場ニスト育成スクール運営等業務委託契約候補者選考委員会(以下「委員会」という。)において、審査及び評価を行う。
- (2) 審査方法は、委員が提案書等及び書面によるヒアリングを基に審査を行い、本業務の実施に最も適した業務委託契約候補者を選考する「プロポーザル方式」により行う。

2 審査の手順

- (1) 提案書等受付時に市街地整備課(以下「事務局」という。)にて見積額が実施要項の 1. 業務概要(6)提案上限額に定める金額以内であるかを確認する。見積額が提案上限額を超えている場合には、その提案書は審査から除外する。
- (2) 各委員は提案書等の記載内容を確認する。
- (3) 書面にて提案者からの対面又はオンラインによるヒアリングを実施する。
- (4) 各委員は「3 審査項目」に示した項目ごとに評価する。
- (5) 事務局は(4)をもとに委員ごとの各提案者の評価点数(合計)を算出する。
- (6) 会長は評価点数(合計)を踏まえ、契約候補者及び契約次点候補者を選考する。
- (7) 最高得点者が複数ある場合は、出席委員の多数決投票により、契約候補者と契約次点候補者を選考する。

3 審査項目、配点及び審査基準(点数表)

次頁の点数表のとおり

4 その他

- (1) いずれの提案も各委員の評価点数(合計)の総計が 6 割に満たない場合は、要求する水準に満たないものとして契約候補者の選考に至らないものとする。
- (2) 参加者多数の場合は、一次審査(委員会による書面審査)を実施し、ヒアリングの実施は概ね3社程度とする。
- (3) 再度の公告の場合は、参加する者が 1 者であっても審査を行うこととし、各委員の評価点数(合計)の総計が 6 割以上の場合は契約候補者として選考するもの。

審査項目、配点及び審査基準(点数表)

評価項目		判断基準	配点
特定テーマに対する技術提案	テーマ1:スクール企画の概要について		
	カリキュラムコンセプト	カリキュラム全体を通したコンセプトについて、本業務の目的、条件、内容を理解しており、これまでのスクール内容に加えて、スクール修了後の受講生の継続的な活動を促進することができる仕様となっている場合に優位に評価する。	20
	講座企画・トライアルイベント	熊本市中心市街地ウォークアブルビジョンを踏まえた講座やトライアルイベントの内容が工夫されており、より効果的である企画に対して優位に評価する。 (講師の選定、講座テーマの設定、会場の選定 等)	20
	講座外の受講生の支援	トライアルイベントやスクール講座以外にも受講生が活動を継続していくための支援内容が工夫されており、より効果的である企画に対して優位に評価する。 (受講生のグループミーティングを活性化する手法、受講生のイベント成功体験を生み出すための手法、フォローアップ手法 等)	20
	テーマ2:受講生募集の手法について		
	募集	“意欲ある”受講生を、“想定人数程度”集める提案に対して優位に評価する。	10
	多様性	多様なジャンルからの受講生を集める提案に対して優位に評価する	10
	選定方法	想定人数を超えた場合の応募があった場合に、多様なジャンルから意欲ある受講生を選定する方法について優位に評価する。	10
	テーマ3:業務実施体制及び実施工程について		
	業務実施体制及び実施工程が妥当で、事業の実効性が高く見込める場合に評価する。		10
合計			100